

公 告

組合規約の一部変更について

勝又健康保険組合規約の一部を別添のとおり変更することになりましたので、
公告します。

(令和6年3月1日付で関東信越厚生局長より認可されました。)

令和6年3月16日

勝又健康保険組合
理事長 勝又 隆



関厚発0308第40号

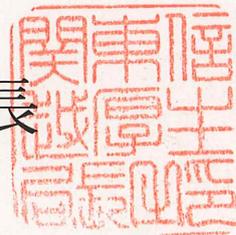
健康保険組合同規約変更認可書

勝又健康保険組合

令和6年3月1日付勝保第240301号で申請のあ
った規約の一部変更を認可する。

令和6年3月8日

関東信越厚生局長



勝保第240301号
令和6年3月1日

組合記号番号
千19
関東信越厚生局長 殿

〒260-0012
千葉市中央区本町2丁目2番10号
勝又健康保険組合
理事長 勝又隆
TEL 043-227-2125



健康保険組合規約変更認可申請書

当組合規約の一部を別紙変更書のとおり変更いたしたく、下記書類を添え認可申請致します。

記

1. 規約変更書
2. 規約変更理由書
3. 新旧条文対照表
4. 健康保険法第25条第1項の規定による同意書
5. 編入事業所の登記簿謄本（写）
6. 組合会議事録



規約変更書

勝又健康保険組合規約の一部を次のように変更する。

別表中の「17 株式会社オートマジカ 千葉県千葉市美浜区」の次に「18 勝又自動車埼玉株式会社 埼玉県さいたま市中央区」を加える。

附則

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

規約変更理由書

勝又自動車埼玉株式会社は、当健康保険組合の設立事業所である勝又自動車株式会社から分割して設立された会社で、令和5年11月10日設立された。

事業主の役員と従業員はすべて勝又自動車株式会社と当健康保険組合の事業所から転籍され令和6年3月1日から事業開始した。

編入条件を満たしているため、当組合の設立事業所として編入したい。
なお、同事業所は加入している健康保険は無く新規の加入となります。

勝又健康保険組合新旧規約対照表

新		旧	
別表			
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
1 勝又自動車株式会社	千葉県千葉市中央区	1 勝又自動車株式会社	千葉県千葉市中央区
2 千葉トヨペット株式会社	千葉県千葉市美浜区	2 千葉トヨペット株式会社	千葉県千葉市美浜区
3 トヨタカローラ千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区	3 トヨタカローラ千葉株式会社	千葉県千葉市美浜区
5 ネットトヨタ東都株式会社	東京都江東区	5 ネットトヨタ東都株式会社	東京都江東区
6 トヨタカローラ新埼玉株式会社	埼玉県さいたま市中央区	6 トヨタカローラ新埼玉株式会社	埼玉県さいたま市中央区
9 ネットトヨタ埼玉株式会社	埼玉県さいたま市大宮区	9 ネットトヨタ埼玉株式会社	埼玉県さいたま市大宮区
10 勝又健康保険組合	千葉県千葉市中央区	10 勝又健康保険組合	千葉県千葉市中央区
13 株式会社トヨタレンタリース千葉	千葉県千葉市美浜区	13 株式会社トヨタレンタリース千葉	千葉県千葉市美浜区
17 株式会社オートマジカ	千葉県千葉市美浜区	17 株式会社オートマジカ	千葉県千葉市美浜区
18 勝又自動車埼玉株式会社	埼玉県さいたま市中央区		
附 則			
(施行期日)			
この規約は、認可の日から施行し、令和6年3月1日から適用する。			

健康保険法第25条第1項による事業主の同意書

勝又健康保険組合に編入することに同意します。

令和6年3月1日

勝又健康保険組合
理事長 勝又隆一 殿

所在地 埼玉県さいたま市中央区円阿弥三丁目3番20号
事業所名 勝又自動車埼玉株式会社
代表者名 代表取締役社長 勝又広樹



健康保険法第25条第1項による被保険者の同意表示数

勝又健康保険組合の被保険者となる事について、従業員5人に対して同意を求めたところ5人の同意があった。

上記の通り相違ありません。

令和6年3月1日

勝又健康保険組合
理事長 勝又隆一 殿

所在地 埼玉県さいたま市中央区円阿弥三丁目3番20号
事業所名 勝又自動車埼玉株式会社
代表者名 代表取締役社長 勝又広樹

